

平成25年1月26日

本県各バスケットボール協会役員  
本県バスケットボール指導者  
本県バスケットボール競技者  
本県バスケットボール関係者

各位

山形県バスケットボール協会  
会長 市川昭男  
(公印省略)

### 日本バスケットボール協会行動規範の遵守について（お願い）

厳寒の候、皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また平素より当協会に対し、格段の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、大阪の市立高校において、指導者の体罰が要因と思われる生徒の自殺という極めて残念な事案が発生いたしました。この事案を真摯に受け止めるとともに、他山の石としなければなりません。バスケットボールを通じた健全な人間形成を図るためには、本県のバスケットボールに関わる全ての関係者が、公益財団法人日本バスケットボール協会の行動規範を遵守しなければならないことは言うまでもありません。

つきましては、下記に示した行動規範を再度確認し、遵守下さるようお願いいたします。

### 記

#### 公益財団法人日本バスケットボール協会行動規範

1. バスケットボールに関わるすべての者は、社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し、社会的な規範に基づいて行動する。
2. 競技者は、自己の技術、体力及び知力を高めることに最善の努力を行うとともに、常に教養を深め人格を高めるよう心がける。
3. 競技者は、仲間を愛し、お互いを尊重するとともに、他の模範となるよう心がける。
4. 指導者は、バスケットボールの技術・戦術などの研究及び指導方法について研究し、自己の指導力の向上と修養に努める。
5. 指導者は、競技者を指導する責任を自覚し、競技者の人格を尊ぶとともに、その模範となるよう率先垂範の行動に心がける。
6. 役員は、バスケットボールの普及振興を図り、人々の心身の健全な発展に寄与するため、真摯に職務を遂行する。
7. 役員は、職務を公正かつ誠実に遂行し、個人的な利益は決して求めない。